

八街市下水道事業運営審議会条例（案）

（設置）

第1条 下水道事業の円滑な運営を図るため、下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 下水道使用料の改定に関する事。
- （2） 受益者負担金に関する事。
- （3） その他下水道事業の運営上重要な事項に関する事。

（組織）

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 有識者
- （2） 下水道使用者
- （3） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、下水道課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3年10月 1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条1項の規定による審議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前において行うことができる。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(65) 下水道事業審議会委員

第18条中「第64号」を「第65号」に改める。

別表第5中「

協働のまちづくり推進委員会委員	委員長	5,500 円
	委員	5,000 円

」を「

協働のまちづくり推進委員会委員	委員長	5,500 円
	委員	5,000 円
下水道事業運営審議会委員	会長	5,500 円
	委員	5,000 円

」に改める。